

# 人材開発支援助成金について（平成29年度予定）

資料1-3

- 職業訓練などを実施する事業主等に対して訓練経費や訓練中の賃金を助成すること等により、企業内の人材育成を支援

支給対象となる訓練	対象	助成内容	助成率・助成額	
			注：（ ）内は中小企業以外 生産性要件を満たす場合	
訓練関係				
特定訓練コース	・中小企業以外 ・中小企業 ・事業主団体等	・労働生産性の向上に直結する訓練 ・若年労働者への訓練 ・技能承継等の訓練 ・グローバル人材育成の訓練 ・雇用型訓練 について助成	OFF-JT 経費助成：45(30)% 【60(45)% ※1】 賃金助成：760(380)円  OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成：665(380)円	OFF-JT 経費助成：60(45)% 【75(60)% ※1】 賃金助成：960(480)円  OJT<雇用型訓練に限る> 実施助成：840(480)円
一般訓練コース	・中小企業 ・事業主団体等	・特定訓練コース以外の訓練 について助成	OFF-JT 経費助成：30% 賃金助成：380円	OFF-JT 経費助成：45% 賃金助成：480円
制度導入関連				
・キャリア形成支援制度導入コース	・中小企業	・セルフ・キャリアドック制度、教育訓練休暇等制度を導入し、実施した場合に助成	制度導入助成 47.5万円	制度導入助成 60万円
・職業能力検定制度導入コース		・技能検定合格報奨金制度、社内検定制度、業界検定制度(※2)を導入し、実施した場合に助成		

※1 ・雇用型訓練において、建設業、製造業、情報通信業の分野(特定分野)の場合  
・若者雇用促進法に基づく認定事業主又はセルフ・キャリアドック制度導入企業の場合

※2 業界検定制度の導入に係る助成対象は、事業主団体等(経費助成2/3)

# 生産性要件について

## 1 創設の背景・趣旨

我が国は、今後労働力人口の減少が見込まれる中で経済成長を図っていくためには、個々の労働者が生み出す付加価値（生産性）を高めていくことが不可欠である。

このため、企業における生産性向上の取組みを支援するため、生産性を向上させた企業が労働関係助成金（一部）を利用する場合、その助成額又は助成率を割増することとするもの。

## 2 生産性要件

労働関係助成金は、助成金を申請する事業所が、次の方法で計算した「**生産性要件**」を満たしている場合に、助成の割増を行う。

### (1) 生産性要件の基準

- ① 助成金の支給申請等を行う直近の会計年度における「生産性」が、その3年前に比べて**6%以上伸びていること**
- ② 助成金の支給申請等を行う直近の会計年度における「生産性」が、その3年前に比べて**1%以上伸びていること、かつ、金融機関から一定の事業性評価を得ていること**

(2) 「生産性」は次の計算式によって計算する。

$$\text{生産性} = \frac{\text{営業利益} + \text{人件費} + \text{減価償却費} + \text{動産・不動産賃借料} + \text{租税公課}}{\text{雇用保険被保険者数}}$$

- なお、「**生産性要件**」の算定の対象となった期間中に、**事業主都合による離職者を発生させていないことが必要**である。